別表３

特定保健指導内容表

<table>
<tr><th colspan="3">区 分</th><th colspan="3">内　　容</th></tr>
<tr><td rowspan="5">特定保健指導</td><td>動機付け支援</td><td></td><td colspan="3">Ⅰ　初回面接
① 個別面接1回（20分以上）（情報通信技術を活用した遠隔面接を含む）
又は
② グループ面接（おおむね8名以下）1回（おおむね80分）（情報通信技術を活用した遠隔支援を含む）
※ただし、初回面接を分割実施した場合、2回目の面接については、この時間にとらわれない

Ⅱ　実績評価
3ヶ月以上経過後、実績評価を面接又は通信（電話又は電子メール、FAX、手紙、チャット等）で実施</td></tr>
<tr><td rowspan="4">積極的支援</td><td colspan="2">初回時面接の形態</td><td>① 個別面接1回（20分以上）（情報通信技術を活用した遠隔面接を含む）
又は
② グループ面接（おおむね8名以下）1回（おおむね80分）（情報通信技術を活用した遠隔支援を含む）
※ただし、初回面接を分割実施した場合、2回目の面接については、この時間にとらわれない</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3ヶ月以上の継続的な支援
※情報通信技術を活用した支援を含む</td><td>実施ポイント数</td><td>厚生労働省「標準的な健診・保健指導プログラム」（第3編）を参照し、アウトカム評価とプロセス評価を合計し、180 ポイント(p)以上の支援を実施すること。ただし、2年連続して積極的支援に該当した対象者のうち、1年目に比べ2年目の状態が改善している者については、動機付け支援相当の支援として 180p 未満でも特定保健指導を実施したこととなる。</td></tr>
<tr><td>主な実施形態</td><td>個別支援、グループ支援、電話、電子メール等のいずれか、もしくは組み合わせて実施すること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">終了時評価の形態</td><td>3ヶ月以上経過後の実績評価を面接又は通信（電話又は電子メール等）で実施すること</td></tr>
<tr><td>動機付け支援相当</td><td colspan="3">※動機付け支援の内容と同様</td></tr>
</table>

（1）別表２に掲げる実施機関は、他の機関で特定健康診査を受診した者又は事業主健康診断を受診した者に対して特定保健指導を実施する場合、受診者に通知された特定健康診査受診結果通知表並びに特定健康診査で提出した質問票の写しの提出を求めることとする。

（2）別表１に掲げる医療保険者は、上記（1）に該当する者に対して特定保健指導を実施する機関に、当該健診結果通知表及び質問票の写しを持参するよう周知することとする。

（3）別表１に掲げる医療保険者が当日初回面接の集合契約に参加している、かつ、別表２に掲げる実施機関が特定健診及び特定保健指導（動機づけ支援と積極的支援の両方）の集合契約に参加している場合、健診受診当日に、全ての検査結果が判明していなくても初回面接を分割して実施できることとする。

なお、初回面接１回目については、健診受診当日に、腹囲・体重、血圧、喫煙歴等の状況から特定保健指導の対象と見込まれる者に対して、把握できる情報（腹囲・体重、血圧、質問票の回答を含めた既往歴、前年度の検査結果等）をもとに、医師・保健師・管理栄養士（以下「専門職」という。）が初回面接を行い、行動計画を暫定的に作成することとする。

また、初回面接２回目については、全ての検査結果が揃った後に、医師が総合的な判断を行い、専門職が本人に電話等で相談したうえで、当該行動計画を完成させることとする。なお、初回面接２回目の場合、引き続いて同一日に継続的な支援を実施できることとする。

初回面接を分割して実施する場合の初回面接２回目は、初回面接１回目の実施後、遅くとも３ヶ月以内に実施することとする。その場合の実績評価は、初回面接２回目から起算して３ヶ月経過後又は３ヶ月以上の継続的な支援終了後とする。

（4）令和７年度を１年目とし、２年連続して積極的支援に該当した者のうち次の①②の両方に該当した者は動機付け支援相当とし、動機付け支援と同じ支援内容及び回数等とする。

①前年度に積極的支援に該当し、積極的支援を終了した者

②当該年度の特定健診の結果が前年度の特定健診の結果に比べて、以下に該当する者とする。

BMI＜30　腹囲 1.0 ㎝以上かつ体重 1.0 ㎏以上減少している者

BMI≧30　腹囲 2.0 ㎝以上かつ体重 2.0 ㎏以上減少している者